

令和元年 6月12日

岡山県議会議長
蓮岡靖之 殿

「地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書」の提出を求める陳情書

陳情者

岡山市北区奉還町一丁目7番7号

てきかくしょうひしゃだんたい NPOほうじん しょうひしゃ ね っ と
適格消費者団体 NPO法人 消費者ネットおかやま

りじちょう かわだ ひでまさ
理事長 河田 英正 印

TEL 086-230-1316 / FAX 086-230-6880

【件名】

「地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書」の提出を求める件

【陳情の趣旨】

国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために国が交付金等の財政措置を継続的に講ずるよう、国会及び政府に対して、別添案のとおり意見書を提出していただきたい。

【陳情の理由】消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し高止まりしている状況を踏まえ、平成20年度からの消費者行政一元化¹の流れの中で、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、地方消費者行政活性化交付金²が措置されました。

加えて、平成21年9月に、消費者庁及び消費者委員会設置法³の施行とともに消費者安全法⁴が施行され、消費生活センターが法的に位置づけられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政が大きくステップアップする契機となりました。

その後、平成26年度補正予算から、地方消費者行政推進交付金が措置されました。その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生しましたが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金は確保されました。

地方公共団体は財政措置を活用して消費生活相談等の基盤整備を行い、相談体制

¹ 平成20年1月18日に、福田康夫内閣総理大臣（当時）は、第169回国会（常会）で施政方針演説の中で「各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます」と述べ、いわゆる消費者庁構想があることを述べた。平成20年2月、官邸に消費者行政推進会議が設置され、内閣官房に消費者行政推進室がその事務局として置かれた。平成20年6月、経済財政諮問会議を経て、臨時閣議で「消費者行政推進基本計画」が了承された。その後、法案が策定され、国会の議論を経ていわゆる消費者庁関連3法が成立し、消費者庁及び消費者委員会が設置された。

² 「地方消費者行政活性化交付金交付要綱」（平成21年2月） www.consumer.go.jp/seisaku/chihou/kikin.html

³ 平成21年6月5日法律第48号

⁴ 平成21年法律第50号

の充実を図りました。さらに、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会⁵の設置、消費者教育の推進に関する法律⁶に根差した消費者教育の推進、適格消費者団体⁷の設立支援など新たな取組を推進し始めたところでした。

しかしながら、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされています。

消費者庁が平成30年度の地方消費者行政に対して措置した交付金の額は、平成29年度に比べて大幅に減額⁸されました。それにより、地方公共団体は、消費者行政を推進するために必要とする交付金額を確保できず、事業を廃止ないしは縮小しなければならないという事態が発生しています。

消費者庁は、当該交付金の活用について、平成29年度（一部の県では平成30年度）を新規立ち上げの最終年度としており、以降の新規の取組は認めず、活用期限に到達した事業から順次、交付金は終了するとしております⁹。一方、地方消費者行政強化交付金という新たな交付金制度（以下「強化交付金」）が平成30年度から始まりますが、この強化交付金は活用期間が最大で3年と限定的で、かつ、一般的な消費生活相談に係る経費など基盤的な消費者行政の取組は対象とされていません¹⁰。

地方公共団体は、平成21年9月の消費者庁創設後に消費者行政を推進する取組を始めたところが多く¹¹、未だ10年にも満たない状況です。特に、小規模市や町

⁵ 地域の関係機関の連携により高齢者等の消費者被害を防止するための、消費者安全法に基づく見守りネットワーク

⁶ 平成24年法律第61号

⁷ 不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人

⁸ 平成30年2月25日号の日本消費経済新聞によると、地方消費者行政が必要とする約45億円に対して、平成30年度に措置された額は約28億円との報道があっている。

⁹ 「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」第1回地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会（平成29年2月27日）資料3-6地方消費者行政推進交付金に係る財政措置の活用期間について

¹⁰ 第267回 消費者委員会本会議（平成30年2月14日）資料3-3「平成30年度地方消費者行政強化交付金強化事業実施メニュー案」

¹¹ 「平成29年度地方消費者行政の現況調査 I. 消費者相談窓口の状況 I-3 市区町村」（消費者庁）によると、市区町村（政令市を除く）における消費生活センター

村の消費者行政の基盤は脆弱で、国が予算措置を減額することにより、そのまま消滅するおそれさえあります。

仮想通貨等の新しいシステムにより消費者を取り巻く経済状況は日々変動しており、消費者被害も益々多岐にわたり、複雑化しています。一方、高齢化が進むとともに地域社会の絆が弱体化しており、中山間地域で、ひとり暮らしの高齢者を狙った訪問売買の被害や架空請求詐欺が依然として発生しています。岡山県下ではジャパンライフなどの預託商法で多くの被害者が生まれ、被害者が加害者になる事例も発生しています。

消費者被害・トラブル額は、平成28年1年間で約4.8兆円という試算¹²があります。岡山県下の特殊詐欺被害(岡山県警発表)では、平成30年中に約3億3150万円との統計があります。このような消費者被害を防止・救済するためには、過疎地域や中山間地域等も含め、相談体制を確保することが非常に重要であり、全ての地域において、専門の相談員による相談を受けられる体制を確保していくことが喫緊の課題となっています。消費者被害の未然防止、拡大防止のための消費者団体訴訟制度への補助や支援も同様です。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠なのです。

また、国は、地方交付税の基準財政需要額を理由に自主財源化を求めています¹³が、基準財政需要額は地方公共団体の支出の実績(決算額)でもなければ、実際に支出しようとする額(予算額)でもなく、実態としては、財政状況が厳しい地方公

の設置は、平成21年度で379市町村(21.4%)であったが、平成29年度には1011市町村(58.9%である)

¹² 平成29年度版消費者白書第1部第1章第5節(2)消費者被害・トラブル額の推計
2016年の消費者被害・トラブル額(消費者庁)

¹³ 消費者庁は、平成29年11月17日付消教地第461号「地方消費者行政の充実・強化について(依頼)」において、「地方消費者行政に係る地方交付税措置については、基準財政需要額が平成21年度に約90億円から約180億円に倍増され、平成23年度及び平成24年度には約270億円まで拡充されてい」とし、「地方公共団体の一般財源の確保に努め」ていただきたいとしている。

共同体において、基準財政需要額が消費者行政にそのまま活用できるものではありません。岡山県においては、昨年の西日本豪雨被害の復旧・復興への予算措置が喫緊の課題であります。

そもそも、地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要があり、そのための予算措置を行うことは当然のことと言えます。

地方消費者行政において消費生活相談という国民の声に十分に対応し、それが国に集約されることが、制度改革や行政規制を行う国の消費者行政を行うことにつながっています。今後、国の予算措置がなくなることにより、地方公共団体が消費生活相談を取り止める、もしくは消費生活相談は受けてもパイオ・ネット¹⁴に輸入をしなくなるといった事態になれば、国の消費者行政そのものが立ち行かなくなるはずで

す。住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活の安定の基礎づくりに必要不可欠なことです。

このように、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法¹⁵第99条により、「地方公共団体における消費者政策の取組に対する国の財政措置に係る意見書」を提出いただくよう陳情を行うものです。

¹⁴ PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムである。

¹⁵ 昭和22年4月17日法律第67号

「地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書」

消費者被害・トラブル額は、平成28年1年間で約4.8兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、過疎地域や中山間地域等も含め、相談体制を確保することが非常に重要であり、全ての地域において、専門の相談員による相談を受けられる体制を確保していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が大幅に減額されており、地方消費者行政が後退するおそれがある。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。今般の交付金の大幅な減額により、地方消費者行政が後退することは、国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、岡山県議会は、国会及び政府に対して、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し国が必要な財源措置を行うよう次のことを強く要請する。

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。
- 2 少なくとも、地方公共団体が消費者行政を行うために必要な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6月〇〇日

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	赤松 広隆 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	宮腰 光寛 様
財務大臣	麻生 太郎 様

岡山県議会議長 蓮岡 靖之

